

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨第一点（一ないし五）は、いずれも原審が適法にした証拠の取扱判断、事実の認定を非難するに歸し、採用し難い。

論旨第二点（六）は、原審が民訴法五四八条一項に基いてした裁判の違法を主張するものなるところ、右裁判について不服申立は許されないから（当裁判所昭和三二年（才）第一〇三三号、同三四四年六月一九日言渡判決参照）、上告適法の理由とし得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一